

別表第1（第2条、第4条関係）

耐震診断区分	構造区分	耐震基準	
		改修建築物を自己の居住の用に供する場合	左記以外の場合
1 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が0.7以上	上部構造評点が1.0以上
2 町が実施する簡易耐震診断	木造	総合評点が0.7以上	総合評点が1.0以上
3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版及び2011年版）による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標（I s）が0.3以上	構造耐震指標（I s）が0.6以上
4 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2017年版）による耐震診断	鉄筋コンクリート造		構造耐震指標(I s)を構造耐震判定指標(Iso)で除した値が1.0以上
5 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断	鉄骨鉄筋コンクリート造		
6 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめられること	
7 上記1の項から6の項までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての構造	上記1の項から6の項までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること	